

## 有害鳥獣による農作物被害防止対策事業補助金交付要領

遠野地方有害鳥獣駆除協議会

(目的)

第1条 有害鳥獣による農作物等への被害防止対策として、次に定める条件に該当する農業者で組織する農家又は農業者1名以上を含む3戸以上の個人で組織する団体(以下「農家等」という。)が実施する有害鳥獣による農作物被害防止対策事業(以下「事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 野生鳥獣とは、熊・ニホンジカ・タヌキ・ハクビシン・サル等、農作物に被害を与えるものをいう。
- (2) 被害防止対策施設とは、電気柵及び電気柵と併用して設置するネット(以下電気柵等)をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に定めるところによる。

- (1) 申請時点において、第2条に定める野生鳥獣の被害を現に受けている農地に対して、電気柵等を設置する事業
- (2) 前号に定めるものの他、遠野地方有害鳥獣駆除協議会長(以下「協議会長」という。)が特に必要と認める事業

(対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、電気柵等の設置に必要な資材及び工具類(以下「資材等」という。)とする。但し、汎用性のある工具類は補助対象外とする。

(補助率)

第5条 補助金の交付対象、補助率及び補助金の上限は、次に定めるところによる。

交付対象	補助率	補助金の上限
農家(個人)	対象経費の2分の1に相当する額以内の額	45,000円
団体(3戸以上の組織)	対象経費の5分の4に相当する額以内の額	400,000円

(補助金の交付申請)

第6条 この事業を実施しようとする事業実施主体は、有害鳥獣による農作物被害防止対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる資料を添えて協議会長に提出しなければならない。

- (1) 事業施工位置図
- (2) 導入資材内訳書(資材の品名、規格、数量、単価及び金額の確認ができるもの)
- (3) 領収書又は請求書
- (4) 設置状況写真(設置箇所全体と導入資材の確認ができるもの)
- (5) 構成員名簿(別紙) ※団体申請の場合のみ
- (6) 通帳の写し ※振込先の確認ができる部分のみ

(補助金の申請期限)

第7条 補助金の申請期限は、協議会長が別に定めるものとする。

(補助金の採択基準)

第8条 電気柵等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 申請者自らが管理を行い、原則として5年以上の使用に耐えることができる資材等であること。

- (2) 農作物等の被害防止対策を目的としたものであること。
- (3) 自力若しくは他の助成事業を活用して既に導入したものでないこと。
- (4) 過去8年間に本事業を活用して電気牧柵を設置した農地と同一の場所への設置でないこと。
- (5) 単年度内に完了する事業であること。

(補助金の交付決定)

第9条 協議会長は、第6条に定める申請書を受理したときは、その可否を審査するとともに、必要に応じて設置状況の確認を行い、適切と認めるときは、有害鳥獣による農作物被害防止対策事業費補助金交付決定書(様式第2号)により、当該申請者に対し補助金の交付決定をし、補助金の支払いをするものとする。

(補助金交付決定の取り消し等)

第10条 協議会長は、補助金の交付を受け、又は受けようとするものが次の各号の一に該当するときは、補助金交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 事業の実施方法が不適切なとき。
- (5) その他この要領の規定に違反したとき。

2 農家等は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、協議会長が別に定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

附 則

この要領は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

遠野地方有害鳥獣駆除協議会  
会長 遠野市長 本田 敏秋 様

住 所  
氏 名  
電話番号

印

有害鳥獣による農作物被害防止対策事業費補助金交付申請書  
令和 年度有害鳥獣による農作物被害防止対策事業を実施したいので、下記のとおり申請  
します。

記

- 1 事業目的 農作物被害防止・その他 ( )
- 2 防除対象
  - (1) 対象鳥獣 熊・ニホンジカ・タヌキ・ハクビシン・サル等 その他 ( )
  - (2) 対象作物 水稻・飼料作物・その他 ( )
- 3 施行箇所 遠野市 町 地割 番地 他 筆
- 4 事業内容及び事業費
  - (1) 申請区分 個人 ・ 団体
  - (2) 事業内訳

事業内容	受益面積(a)	事業費 (円)	事業費内訳(円)		
	延長(周囲)(m)		補助金	自己資金	その他
電気牧柵 設置	a				
	m				

5 事業実施期間 着手 令和 年 月 日～完了 令和 年 月 日

6 補助金振込先情報

金融機関名 \_\_\_\_\_(銀行・労働金庫・信用金庫)・花巻農業協同組合 \_\_\_\_\_支店  
口座番号(普) No. \_\_\_\_\_  
口座名義(フリガナ) \_\_\_\_\_

7 添付書類

- (1) 事業施工位置図
- (2) 導入資材内訳書(資材の品名、規格、数量、単価及び金額の確認ができるもの)
- (3) 領収書又は請求書
- (4) 設置状況写真(設置箇所全体と導入資材の確認ができるもの)
- (5) 構成員名簿(別紙) ※団体申請の場合のみ
- (6) 通帳の写し ※振込先の確認ができる部分のみ

様式第2号

遠地協 号  
令和 年 月 日

様

遠野地方有害鳥獣駆除協議  
会長 遠野市長 本 田 敏 秋

令和 年度有害鳥獣による農作物被害防止対策事業費補助金交付決定通知書  
令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付を決定したの  
で通知します。

		記
1	交付対象事業費	円
2	補助金交付額	円

様式第3号

有害鳥獣による農作物被害防止対策事業構成員名簿

住所	氏名	連絡先	区分
			農家・非農家
			農家・非農家
			農家・非農家
			農家・非農家
			農家・非農家